

事務連絡  
令和5年3月31日

各 高齢者施設等管理者 様

石川県健康福祉部長寿社会課長  
( 公 印 省 略 )

高齢者施設等における新型コロナウイルス感染症の感染症法上の  
位置づけの変更に伴う医療提供体制にかかる調査について

日頃より本県の高齢者福祉の推進にご協力を賜り、誠にありがとうございます。

さて、新型コロナウイルス感染症につきましては、令和5年5月8日より、感染症法上の位置づけが5類感染症に変更されることとなっております。それに伴い、医療提供体制や患者等への対応が変更されますが、高齢者施設につきましては、概ね同様の対応を継続することとなっております。

一方で、施設入所者が新型コロナに感染した際にやむを得ず施設内で療養する場合に、必要な介護サービスを継続して提供するための必要な経費に対する支援（介護サービス事業所等のサービス提供体制確保事業）については、先に実施要綱の改正についてご案内したとおり、下記の通り支給要件の一部厳格化されております。

このことも踏まえ、貴施設における医療提供体制等につきまして、下記の通り調査を実施いたしますので、お忙しいところ恐縮ですがご回答くださいますよう、よろしくお願いいたします。

## 記

### 1 調査回答方法

下記URLよりご回答ください。

[https://s-kantan.jp/pref-ishikawa-u/offer/offerList\\_detail.action?tempSeq=1812](https://s-kantan.jp/pref-ishikawa-u/offer/offerList_detail.action?tempSeq=1812)



※ネット環境等で回答が難しい場合は、下記メールアドレスまでご連絡ください。

2 締め切り

令和5年5月7日（日）

※締め切り日までに回答がない場合、サービス提供体制確保事業における施設内療養を行った場合（1人当たり最大15万円）の補助の対象となりませんので、ご注意ください。

3 介護サービス事業所等のサービス提供体制確保事業の支給要件について

5月8日以降に施設内療養を行う場合の支給要件は、以下を満たすことが必要となります。

※改正後の「石川県新型コロナウイルス感染症流行下における介護サービス事業所等のサービス提供体制確保事業実施要綱」別添2-2の「2 助成の内容及び要件」をご参照ください（下記 URL）

<https://www.pref.ishikawa.lg.jp/ansin/serviceteikyoutaisei.html>

①以下の対応を行う医療機関（自施設医師を含む）を確保していること

- ・施設からの電話等による相談への対応
- ・施設への往診（オンライン診療を含む）
- ・入院の要否の判断や入院調整

②感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を実施（予定でも可）していること

※業務継続計画に基づく研修・訓練ではなく、感染症の予防及びまん延防止にかかる研修・訓練を指す。（例：介護老人保健施設の運営基準第29条）

③希望する利用者へのオミクロン株対応ワクチンの接種を実施していること

※住民接種により対応している場合、入所者への接種勧奨及び接種状況を把握していることが必要

－事務担当－

長寿社会課施設サービスグループ

[kaigo@pref.ishikawa.lg.jp](mailto:kaigo@pref.ishikawa.lg.jp)